令和6年1月から 産 前 産 後 期 間 相 当 分(4ヶ月 分)の 国 民 健 康 保 険 税 が 軽 減 され ま す !

対象となる方・受付期間

- 出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。 出産とは、妊娠85日以上のものを指します(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

対象の期間および軽減額

● その年度に納める国保税の所得割額と均等割額のうち、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

- ※産前産後期間相当分の所得割と均等割が年税額から減額されます。
- ※多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。
- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国保税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

・・・対象期間

●軽減を受けることにより、過納となった場合は還付されます(遡りは5年までできます)。

届出に必要な書類

- 届書
- ② 母子健康手帳または出産予定日が確認できるもの(妊婦一般健康診査受診票など)
- ※出産後に届出を行う場合、出生証明書(母子健康手帳にあります)など親子関係を明らかにする書類が必要です。
- ❸マイナンバーカードや運転免許証など届出者の本人確認書類
- ※届出者が別世帯の方の場合、委任状が必要となります。

届出先

小諸市役所 市民生活部 税務課 市民税係 TEL:0267-22-1700(内線2152)